

茅野市業務・公衆用無線 Wi-Fi 構築委託業務に係る
公募型プロポーザル実施要項

令和 6 年 5 月

茅野市企画部 D X 推進課

茅野市業務・公衆用無線 Wi-Fi 構築委託業務公募型プロポーザル実施要項

1 背景と目的

茅野市では現在、本庁舎並びに各公共施設において、市職員の一部業務用と公衆用の Wi-Fi 環境を構築しているが、令和 6 年 9 月末までに現在導入している設備の更新が必要である。現在は一般のネットワークのみに対応した設備であるが、令和 9 年度には L G W A N システムの更改を控えており、従来の公衆用 Wi-Fi を利用した Web 会議の利用のみならず、L G W A N 系やインターネット強化系など業務系のネットワークについても、場所にとらわれずに業務遂行が可能な無線ネットワーク環境が必要となる。

従来は外国人観光客や一般市民の利用を見込み市内各施設で導入してきたが、個人のネットワーク環境が向上している現況を鑑み、導入施設を限定し、業務利用を主な利用用途として経費を抑えながらも、効率的な業務遂行に資するネットワーク環境の構築を本業務の目的とし、当該目的を遂行できる事業者を公募型プロポーザルによって選定する。

2 業務の概要

- (1) 事業名称 令和 6 年度茅野市業務・公衆用無線 Wi-Fi 構築委託業務
- (2) 構築期間 契約締結日から令和 6 年 9 月 30 日まで
- (3) 業務内容 業務用途をメインとした公共施設での Wi-Fi 環境構築
- (4) 事業限度額 11,600 千円(税込)

※この金額は、見積合わせ時の予定価格となるものでない。

3 参加資格

本プロポーザルへの参加者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 本プロポーザルの公告の日から契約日までの間において、茅野市指名停止措置要領（平成 2 年告示第 45 号）に基づく入札参加資格にかかる指名停止を受けている者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 条）第 21 条に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 茅野市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 22 年告示第 200 号）第 3 条に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体等の関係者でないこと。
- (5) 国税及び地方税等を滞納している者でないこと。
- (6) 共同企業体で参加申込みをする場合は、以下の要件を全て満たしていること。
 - (ア) 共同企業体は 3 者以内で構成されていること。
 - (イ) 共同企業体の代表構成員が申込者であること。
 - (ウ) 共同企業体の構成委員が、他の共同企業体の構成員として重複していないこと。
 - (エ) 共同企業体の構成員については、上記（1）から（5）の要件を満たしていること。

4 審査及び評価の基準

本プロポーザルは、「茅野市プロポーザル方式実施要綱」第5条に規定する審査会において審査を行い、当該業務に最も適した提案を行ったと認められる提案者を特定する。

審査は提案書類による審査とし、評価項目配点を合計して順位を決定する。

区分	項目		配点
企業点	実績	業務実績があり、本業務を実行する上で必要なノウハウを持っているか。	10
	実施体制	人員配置等、本業務を円滑に進められるような体制か。	10
技術点	提案内容	自治体を利用しているネットワーク状況を理解し、具体的かつ本事業の目的に有効なものであるか。	20
		利用状況等に応じた効率的・効果的な構成が可能であり、本事業により業務改善が見込める提案であるか	15
	実行力	実施スケジュール・実施方法は妥当であるか。	10
	リスク管理	セキュリティ対策と想定されるリスクの把握と、それに対する対応は適切か。	15
価格点	見積価格	構築費用は適正か	10
		運用・保守費用は適正か	10
総合点			100

評価項目及び配点は以下のとおりとする。

5 担当課

〒391-8501 長野県茅野市塚原二丁目6番1号
茅野市 企画部 DX推進課 自治体デジタル係
電話 0266-72-2101（内線243）
E-mail johoka@city.chino.lg.jp

6 関係書類の交付期間、場所及び方法

- (1) 期間 令和6年5月15日（水）から令和6年5月23日（木）
（平日のみ。時間は午前9時から午後5時まで）
- (2) 場所 担当課窓口及び茅野市公式ホームページ上

7 参加表明書の提出期限、場所及び方法

- (1) 提出期限 令和6年5月24日（金）午後5時まで（必着）
- (2) 提出場所 担当課
- (3) 提出方法 参加表明書に記入の上、電子メール又は窓口による。

8 質問に関する事項

- (1) 質問様式 任意様式
- (2) 受付期限 令和6年5月24日(金)午後3時まで(必着)
- (3) 提出先 担当課
- (4) 提出方法 電子メール(上記担当課に電話連絡すること。)
- (5) 回答方法 参加表明があったもの全員へ電子メールで回答を送付
- (6) 回答期限 令和6年5月29日(水)

9 提案書その他必要書類の提出期限、場所及び方法

- (1) 提出期限 令和6年6月5日(水)午後5時まで
- (2) 提出場所 担当課
- (3) 提出方法 郵送又は持参とし、郵送の場合は、提出期限の日までに必着とする。
- (4) 提出書類(A4判の任意様式とし、A3判の折畳み可とする。)
 - (ア) 提案書
 - ・連絡先(担当者氏名、電話・FAX 番号、電子メールアドレス等)を必ず記載すること。
 - ・業務目的および以下の内容を踏まえ、仕様について提案すること。
※庁内職員の人数規模やアクセスポイントの設置希望箇所については、参加表明のあったもの全員へ電子メールで送付する。
 - ① UTP ケーブルの敷設、ネットワーク機器の設置後、ネットワーク接続試験を行うこと。また、UTP ケーブルの導通試験には、「Fluke Networks MicroScanner™PoE Cable Verifier」もしくは、同等以上の性能を有する機器にて試験をすること。
 - ② 本事業で構築したネットワーク全体の保守が可能なこと。
 - 1) 監視は、24時間365日行うこと。
 - ・保守対応機器の死活監視(ping)
 - ・指定管理者へメール通知(異常検知時)
 - 2) 障害対応は、24時間365日受付可能なこと。
 - ・対応は発生の報告を受けてから1時間以内に人員を現着させること。(休日の場合は翌営業日に対応のこと。)
 - ③ 既設ネットワークの設計や設定が必要な場合は、既設ネットワーク保守業者に依頼すること。また、その依頼等にかかる費用も本事業費に含むこと。
 - ④ 本事業で構築したネットワークに接続する端末に設定する証明書は、既存認証装置から発行するため、既存認証装置の保守業者に依頼すること。また、その依頼等にかかる費用も本事業費に含むこと。
 - ・本業務を実施するにあたり、特にアピールしたい事柄又は優位性について、図等を用いてわかりやすく明記すること。
 - (イ) 実施計画及びスケジュール
 - (ウ) 業務体制
 - ・業務に携わる者の氏名、資格、体制、経験等を記載すること。

(エ) 見積書

- ・法人の所在地、名称及び代表者名を記入し、代表者印を押印すること。
- ・内訳書を添付すること。

(オ) 業務実績調書

- ・本業務と同種業務の実績について、「業務名称、発注者名、業務期間、契約金額(業務規模)、業務内容等」を記入すること。ただし、公表できる範囲で構わない。

- (5) 提出部数 上記書類を左綴じで作成し、正本1部・副本6部を提出すること。

10 募集から提案者特定までの日程

令和6年5月15日(水)	募集開始
令和6年5月24日(金)17時	参加申込書提出期限
令和6年5月24日(金)17時	質問 受付期限
令和6年5月29日(水)	質問 回答
令和5年6月5日(水)17時	企画提案書提出期限
令和5年6月12日(水)14時～	審査委員会
令和6年6月14日(金)	審査結果の通知・公表
令和6年6月17日(月)～	業務仕様の協議
令和6年7月以降	委託契約・運用開始

11 その他

- (1) このプロポーザルに要する一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 審査の結果、特定された事業者と提出された提案書類を参考に協議を行い、協議が整った場合に予算の範囲内で契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の一部を変更する場合がある。
- また、協議が整わない場合にあっては、次順位の者と協議のうえ、契約を締結する場合がある。